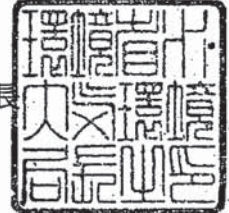




環水大土発第100929001号
平成22年9月29日

愛知県知事 殿

環境省水・大気環境局長



ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に
係る暫定指導指針の一部改正について

ゴルフ場で使用される農薬については、水質汚濁を未然に防止するため、水質調査の方法やゴルフ場の排水口において遵守すべき農薬濃度の指針値を定めた「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」（平成2年5月24日付け環水土第77号環境庁水質保全局長通知）を都道府県知事に通知し、これに基づき、ゴルフ場排水口の水質の実態把握等を踏まえたゴルフ場関係者への所要の指導を徹底するようお願いしてきたところである。

今般、最近の農薬使用状況や排出水中の検出実態の状況等を踏まえ、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会の審議を経て、別紙のとおり、本指針の一部を改正し、29農薬について指針値を新たに設定、18農薬について指針値を変更、2農薬について指針値を削除するとともに、指針値設定農薬の増加に伴い、多成分同時分析法及び個別分析法を追加した。これらの内容について、御了知の上、引き続きゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に万全を期されたい。

なお、水質調査の効率化を図る場合にあっては、測定データの連続性の確保に留意しつつ、各地方自治体における公共用水域の水質調査計画策定における効率化の考え方に準じて実施されたい。



(別紙)

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」(平成2年5月24日付け環水土第7号環境庁水質保全局長通知)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

農 薬 名	指針値 (mg/L)
(殺虫剤)	
アセタミプリド	1.8
アセフェート	0.063
イソキサチオン	0.08
イミダクロプリド	1.5
エトフェンプロックス	0.82
クロチアニジン	2.5
クロルピリホス	0.02
ダイアジノン	0.05
チアメトキサム	0.47
チオジカルブ	0.8
テブフェノジド	0.42
トリクロルホン (DEP)	0.05
ピリダフェンチオン	0.02
フェニトロチオン (MEP)	0.03
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤)	
アゾキシストロピン	4.7
イソプロチオラン	2.6
イプロジオン	3
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩 (イミノクタジンとして)	0.06
エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04
オキシシン銅 (有機銅)	0.4
キャブタン	3
クロロタロニル (TPN)	0.4
クロロネブ	0.5
ジフェノコナゾール	0.3
シプロコナゾール	0.3
シメコナゾール	0.22

農 薬 名	指針値 (mg/L)
チウラム (チラム)	0.2
チオファネートメチル	3
チフルザミド	0.5
テトラコナゾール	0.1
テブコナゾール	0.77
トリフルミゾール	0.5
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	12
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
フルトラニル	2.3
プロピコナゾール	0.5
ベノミル	0.2
ベンシクロン	1.4
ボスカリド	1.1
ホセチル	23
ポリカーバメート	0.3
メタラキシル及びメタラキシルM (メタラキシルとして)	0.58
メブロニル	1
(除草剤)	
アシュラム	2
エトキシスルプロン	1
オキサジアルギル	0.2
オキサジクロメホン	0.24
カフェンストール	0.07
シクロスルファミロン	0.8
ジチオビル	0.095
シデュロン	3
シマジン (CAT)	0.03
テルブカルブ (MBPMC)	0.2
トリクロビル	0.06
ナプロバミド	0.3
ハロスルフロメチル	2.6
ピリブチカルブ	0.23
ブタミホス	0.2
フラザスルフロン	0.3

農 薬 名	指針値 (mg/L)
プロピザミド	0.5
ベンスリド (SAP)	1
ベンディメタリン	1
ベンフルラリン (ベスロジン)	0.8
メコプロップカリウム塩 (MCP Pカリウム塩)、 メコプロップジメチルアミン塩 (MCP Pジメチル アミン塩)、メコプロップPイソプロピルアミン塩 及びメコプロップPカリウム塩	0.47 (メコプロップとして)
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリ ウム塩	0.05 (MCPAとして)
(植物成長調整剤) トリネキサバックエチル	0.15